

令和元年度第2回横浜市入札等監視委員会議事概要

【日 時】 令和元年7月24日（水）午後1時30分～

【場 所】 関内中央ビル5階特別会議室

【出席委員】 舟橋 和幸委員長、尾関 幸美委員、中道 徹委員、青柳 由香委員、畑中 隆
爾委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る
抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 3件 |
| (3) 指名競争入札に係る抽出案件 | 1件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件 | 3件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について
- (4) 平成30年度工事に係る入札・契約結果等の概要について
- (5) その他

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題1－（1）一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「南部処理区大岡地区下水道再整備工事（その22）」

委員：抽出理由の説明。

「南部処理区大岡地区下水道再整備工事（その22）」

技術評価点が同点かつ応札額が僅差のため、評価値が同値となり、くじにて落札者を決定した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「一般競争入札（総合評価落札方式）において、くじはどのように行うのか。」

本市：「総合評価落札方式の場合は、紙くじで行います。まず引く順番を決めるくじを棒で引き、その順位で紙のくじを引き、落札候補者を決定します。」

委員：「入札参加業者のうち2者は評価値が同値であるが、評価値は小数点第4位で出すのが決まりなのか。」

本市：「横浜市の総合評価実施要綱第4条で、評価値の算出方法を定めています。要綱上、技術評価点を入札価格の税抜きで割り、その小数点第5位を切り捨てることとしています。」

委員：「入札参加資格の要件の中に施工実績があるが、技術評価点に加算されているのか。」

本市：「入札参加資格の要件としては設定していますが、総合評価の評価項目としては対象としていません。」

委員：「同種工事の施工実績を要件にするなら、評価で順位をつけてもいいのではないのか。」

本市：「総合評価の評価項目のメニューのうち発注課が特に重要とするものを選びます。本件においては施工実績よりも技術者の施工経験の方を重視したと思われます。」

委員：説明を了承。

議題1－（2）一般競争入札（条件付）に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「西谷浄水場管理棟改修工事」

2 「栄消防団第四分団第2班器具置場整備工事」

3 「北部第一水再生センター第1系統水処理電気室無停電電源設備工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「西谷浄水場管理棟改修工事」

過去4回入札不調となり、5回目の発注で契約した案件であるため。

2 「栄消防団第四分団第2班器具置場整備工事」

審議対象案件の中に、消防団の器具置場整備工事は7件あり、そのうち3件の落札率が100%となっているため。

3 「北部第一水再生センター第1系統水処理電気室無停電電源設備工事」

従来無停電電源設備工事の入札参加資格は「市内又は準市内」としていたところを、「市内」に転換した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「西谷浄水場管理棟改修工事」について、最初から一体で発注すればよかったのではないかと。」

本市：「横浜市は「横浜市中心企業振興基本条例」を定め、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、市内中小企業者の受注機会の増大する「分離分割発注の原則」を定めているため、4回目までは分離発注を行っていました。」

委員：「横浜市中心企業振興基本条例において、分離分割発注の原則を定めているとのことだが、横浜市独自の方針か。ある程度国で示されているのか。」

本市：「方針自体は議員立法でつくられた条例です。国においても、中小企業の受注機会の確保を目的に、分離分割発注を推進しているとの認識でいます。」

委員：説明を了承。

議題1－(3) 指名競争入札に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「保土ヶ谷ポンプ場無停電電源装置修理工事」

委員：抽出理由の説明。

「保土ヶ谷ポンプ場無停電電源装置修理工事」
審議対象案件で唯一の指名競争入札案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「修理できるのは指名した2者のみという事だと思われるが、別の選択肢もあるのか。」

本市：「更新という選択もありますが、更新よりも費用が抑えられるため修理を選択しています。」

委員：説明を了承。

議題1－(4) 随意契約に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「関内駅ほか構築補修工事（その3）－3」

2 「新港ふ頭前面しゅんせつ工事（その2）」

3 「旧子安小学校解体工事（1期）（その2）」

委員：抽出理由の説明。

1 「関内駅ほか構築補修工事（その3）－3」

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づく随意契約のうち、契約金額が高く、また、特殊な工事であるため。

2 「新港ふ頭前面しゅんせつ工事（その2）」

地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、契約金額が高く、また、特殊な工事であるため。

3 「旧子安小学校解体工事（1期）（その2）」

地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、契約金額が高く、また、あまり発注されない工事であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「「関内駅ほか構築補修工事（その3）－3」について、地方公営企業法が根拠法であるが、なぜ今回は地方公営企業法の例外規定が適用されているのか。」

本市：「こちらは交通局発注の工事で、交通局は地方公営企業法に基づいた団体であるためです。」

委員：「「関内駅ほか構築補修工事（その3）－3」について、予想以上の追加工事が必要だったとのことだが、実際に事実を確認できる技術者は横浜市にいるのか。あるいは、第三者で確認しているのか。」

本市：「工事には監督員が付くので、監督員が調べます。横浜市の技術力を持つ職員が、原則的にコンクリート構造物の確認をしています。」

委員：説明を了承。

議題2－（1）指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題2－（2）談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題2－（3）入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題2－（4）平成30年度工事に係る入札・契約結果等の概要について

本市より、「平成30年度工事に係る入札・契約結果等の概要」について報告。

委員：報告を了解。

議題2－(5) その他

本市より、「その他」について報告。

委員：報告を了解。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。